相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南アルプス市鏡中條九〇六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　河野　春繁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
山梨県甲府市中央一丁目七番一〇号清水毅法律事務所
相続財産管理人　弁護士　後藤　英恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県中央市布施三四九〇番地三、最後の住所山梨県山梨市山根五八番地一
被相続人　亡　樋口　正毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
山梨県甲府市中央一丁目八番六号今井ビル三階丸山公夫法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴山　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字南長野北石堂町一一七五番地、最後の住所長野県上田市常入一丁目七番四三―三一五号　エトワール上田
被相続人　亡　伊勢　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
事務所長野県上田市中央西二丁目八番一三号柳沢ビル三〇一
相続財産管理人　弁護士　大島　忍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市源道寺町三五二番地、最後の住所静岡県富士宮市大岩九四五番地の五
被相続人　亡　加藤　孝広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号　小長谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小長谷　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市港区野跡五丁目一三番地、最後の住所名古屋市港区稲永五丁目六番一―二〇三号西稲永荘
被相続人　亡　山田　まさ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
愛知県名古屋市守山区小幡中一―三〇―一五駅前オバタビル三〇一みつる法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山中　千昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県松浦市星鹿町青島免七九六番地、最後の住所愛知県一宮市八幡一丁目二番一八号
被相続人　亡　橋本かをり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
事務所名古屋市天白区野並三丁目四〇六番地プラウド野並八〇三号みどりひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小出　智加

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区芳野一丁目六一〇番地、最後の住所名古屋市北区六が池町一六〇番地
被相続人　亡　加藤　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
事務所愛知県日進市赤池二丁目六〇七番地クロムビル二階C赤池法律事務所
相続財産管理人　弁護士　馬路　充江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所愛知県半田市榊ノ木町一丁目六九番地特別養護老人ホーム瑞光の里
被相続人　亡　上田進こと　李　庭滿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
事務所愛知県半田市昭和町一丁目二番地昭和ビル名城法律事務所半田事務所
相続財産管理人　弁護士　樋田　安央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県西伯郡大山町小竹七〇九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　二宮　淳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
鳥取県米子市両三柳二四八六番地二、事務所鳥取県米子市加茂町一丁目一四番地
相続財産管理人　弁護士　山内　功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字妻崎開作五三八番地、最後の住所広島県福山市津之郷町大字津之郷一八六番地七七　被相続人　亡　佐野　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
事務所広島市中区八丁堀五番二三―三〇三号
相続財産管理人　門脇　満

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び当該墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十五年十二月十八日
一　墳墓等所在地　東京都港区芝一―一三―二二
一　墳墓等の名称　了善寺境内墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　東京都杉並区高円寺南三丁目三一一番地　市川家　市川淑雄　他一
一　改葬を行おうとする者　東京都港区芝一―一三―二二　宗教法人了善寺　代表役員　百々海真

無縁墳墓等改葬公告

墓地管理の適正化をはかるために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十五年十二月十八日
一　墳墓等所在地　京都市右京区花園妙心寺町六三番地
一　墳墓等の名称　長興院
一　死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳
一　改葬を行おうとする者　京都市右京区花園妙心寺町六三番地　長興院　住職　白井　大然

第68期決算公告

平成25年12月18日
東京都杉並区井草二丁目26番6号
株式会社野上器械店
代表取締役　北村　雅温

貸借対照表の要旨（平成25年8月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	299,375
	固定資産	1,857
	合計	301,233
負債及び純資産の部	流動負債	213,664
	株主資本	87,569
	資本金	10,000
	資本剰余金	50,620
	利益剰余金	26,949
	（うち当期純利益）	(1,975)
	合計	301,233